

白石町発注工事における現場代理人の取扱い 新旧対照表

現行	改正案
<p>2 現場代理人の設置</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 現場代理人は、請負契約ごとに1名とする。ただし、近接工事の要件に該当し、発注者が複数の請負契約にかかる工事現場の兼任を認めた場合は、この限りではない。</p> <p>(3)~(4) (略)</p> <p>3~6 (略)</p> <p>7 その他の注意事項 (受注者の責任)</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 現場代理人を兼任したことに伴う、諸経費調整は行わない。 ただし、近接工事の場合は従来の取扱いどおり、諸経費調整を行うものとする。</p> <p>(3) (略)</p> <p>附則 (令和7年4月1日通知) この取扱いは、既に配置された同一現場代理人の工事案件を含み、令和7年4月1日から適用する。</p>	<p>2 現場代理人の設置</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 現場代理人は、請負契約ごとに1名とする。ただし、発注者が複数の請負契約にかかる工事現場の兼任を認めた場合は、この限りではない。</p> <p>(3)~(4) (略)</p> <p>3~6 (略)</p> <p>7 その他の注意事項 (受注者の責任)</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 現場代理人を兼任したことに伴う、諸経費調整は行わない。</p> <p>(3) (略)</p> <p>附則 (令和7年4月1日通知) この取扱いは、既に配置された同一現場代理人の工事案件を含み、令和7年4月1日から適用する。</p>

	<p><u>(令和7年9月1日通知)</u> <u>この取扱いは、令和7年9月1日から適用する。</u></p>
--	--